

自動車税の住所変更をお忘れなく

自動車税は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。

引っ越しで住所が変わったときなど次の場合は、管轄する運輸支局で登録手続きをしてください。

- ・住所が変わったとき（変更登録）
- ・自動車を売買したとき（移転登録）
- ・自動車を売却しなくなったとき（抹消登録）

※平成28年度の自動車税納税通知書を確認にお届けするた
めに、3月中に手続きをお願い
します。

変更登録が間に合わないときは、札幌道税事務所にご連絡いただくか、道税ホームページから自動車税の住所変更手続きが可能です。

■お問い合わせ

札幌道税事務所自動車税部
電話 011・746・1

197

北海道小児救急電話相談事業

北海道では、看護師が電話

相談に応じて、夜間における子どもの急な病気やけがなどの際に、すぐに医療機関にかかる必要があるか、家庭でどのような応急手当をすればよいかなどのアドバイスを行う電話相談事業を実施しています。

平成27年12月25日から相談時間が翌朝8時まで拡大されました。お子さんが急な病気やけがで心配なときはご相談ください。

《北海道小児救急電話相談》

■相談対象

北海道内に在住又は滞在している子どもの保護者等

■受付時間

毎日：19時から翌朝8時まで
受付電話番号
011・232・1599

（いーきゅうきゅう）

■短縮ダイヤル

#8000（※IP電話、ひかり電話及びPHSからはつながりません。）

■相談体制

小児科医の支援体制のもとに看護師が相談に応じます。
（19時から23時までは、道内の小児科医・看護師が対応）
（23時から翌朝8時までは、道外の小児科医・看護師が対応）

■ご利用にあたっての注意

電話相談は家庭での一般的な対処に関する助言・アドバイスであり、電話による診断・治療はできませんので、あらかじめご了承ください。

中皮腫や肺がんなど石綿による疾病の補償・救済について

中皮腫や肺がんなどを発症し、それが労働者として石綿ばく露作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労災保険法に基づく各種の労災保険給付や石綿救済法に基づく特別遺族給付金が支給されます。

石綿による疾病は、石綿を扱ってから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。

中皮腫などでお亡くなりになられた方が過去に石綿業務に従事されていた場合には、労災保険給付等の支給対象になる可能性がありますので、まずはお気軽に最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。

■お問い合わせ

北海道労働局
電話 011・709・2

311

運転免許更新時講習会

☆富良野地域人材開発センター

■優良講習（30分）

- ◎2月5日（金） 13時～
- ◎2月15日（月） 13時～
- ◎3月7日（月） 13時～
- ◎3月15日（火） 13時～

■一般講習（1時間）

- ◎2月5日（金） 14時～
- ◎2月15日（月） 14時～
- ◎3月7日（月） 14時～
- ◎3月15日（火） 14時～

■違反講習（2時間）

- ◎2月10日（水） 13時～
- ◎2月25日（木） 13時～
- ◎3月22日（火） 13時～

■初回講習（2時間）

- ◎3月10日（木） 13時～

受験生に桜の合格箸が贈られました

合同会社しもかぶ工房（吉田耕一代表）より、村内中学校に在籍する3年生12名に、合格祈願の願いを込めた木工クラフト『桜の合格箸』が贈られました。

合格箸は、合格を意味する「サクラ咲く」にちなんで、箸の原材料に山桜が使用され、合格にかけて五角形に仕上げられたもので、受験生にとって心強い縁起物です。



お知らせ

電気の子メーターの有効期限が過ぎていませんか

証明用電気計器（子メーター）とは、貸しビル、アパートなどでオーナーが一括して支払った電気料金を各室の使用量に応じて配分するために用いられるメーターをいいます。

計量法（第16条）では、「検定を受けたもの・有効期間内のもの」でなければ取引又は証明における計量に使用してはならないことになっていきます（罰則規定172条）。当事者間のトラブルを未然に防ぐためにも、計量法を遵守されますようお願いします。

■お問い合わせ

北海道地区証明用電気計器
対策委員会
電話 0111・668・2437

裁判所書記官く裁判を支える法律専門職として

「裁判所書記官」という職業を聞いたことがありますか？
裁判所書記官は、民事や刑事、家事、少年のすべての事件で、裁判を始め、審判や調停、破産、競売、強制執行な

どあらゆる場面で活躍し、法律に関する専門知識と固有の権限を持つ専門職です。

裁判所書記官は、裁判の期日においてどのような手続きが行われたのかを明らかにするための文書である「調書」を作成します。調書は、裁判の場で行われたやり取りをただ記録するものではありません。法廷などで行われたやり取りを、法律で求められている手続きや争いとなっている点がどこかを考えながら、高度な法的知識を使って整理して、証書を作成します。

裁判所書記官に興味のある方は、裁判所ウェブサイト上の裁判所職員の採用試験に関する案内をご覧ください。

http://www.courts.go.jp/saiyo/index2.html
※検索サイトからは「裁判所採用」で検索

占冠村選挙管理委員会委員をご紹介します

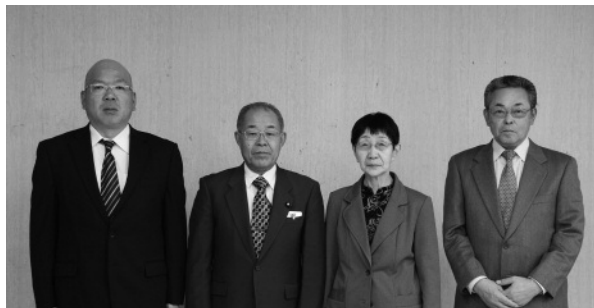
選挙管理委員会の委員については、公職の選挙に関する事務及びこれに関係のある事務を管理するため、地方自治法によって都道府県及び市区町村に設置が義務付けられています。

占冠村選挙管理委員会委員は4人で構成され、平成27年12月18日の第5回占冠村議会定例会にて次のとおり4人が当選されました。

なお、後日開催された選挙管理委員会で、委員長及び委員長職務代理者が決まりましたのでお知らせします。
任期は、平成27年12月23日から4年です。

〈選挙管理委員会〉
委員長 山崎 正紀
委員長職務代理者
馬瀬戸 笑子

委員 長瀬 弘侍
委員 菅原 勇治郎



左から長瀬委員、山崎委員長、馬瀬戸代理者、菅原委員

村営住宅入居者募集のご案内

■入居資格

次の条件を満たす方が申し込むことができます。

- 占冠村にお住まいの方、村外から移住される方。
- 月収が15万8000円以下の方。
(例えば、給与収入者で扶養家族がある場合、源泉徴収票の給与所得控除後の金額から同居扶養控除等の金額を引き、残りの額を12ヶ月で割った金額が15万8000円以下の方)
※单身の方でも入居できます。
※連帯保証人が2名必要です。
★入居者と同等または同等以上の収入のある方。

■家賃 入居される世帯の収入等に応じて決定されます。

■入居可能日 概ね3月1日(火)

■入居決定 入居者選考委員会の審査によります。

■申込受付場所 産業建設課建築担当
トナム支所

募集団地 ●受付期限 2月15日(月)

- | | |
|-----------------------------|---------------------|
| ●中央地区 5戸 | ●トナム地区 6戸 |
| ○中央団地
2LDK 1戸
3LDK 1戸 | ○第2トナム団地
3LDK 6戸 |
| ○第2美園団地
3LDK 3戸 | |

皆様の入居をお待ちしています

■お問い合わせ 産業建設課建築担当
☎ 56-2172